

事 務 連 絡

令和2年2月25日

各 都道府県

消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染防止等のための当面の消費生活協同組合における  
各事業の業務等における留意点について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）に対して、事務連絡を発出したので、各都道府県の所管する組合に対する監督についても参考とされたい。

別添

事務連絡  
令和2年2月25日

各 厚生労働大臣認可  
消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染防止等のための当面の消費生活協同組合における  
各事業の業務等における留意点について

今般、新型コロナウイルス感染者が国内で確認され、感染の増加が想定されていることを踏まえ、消費生活協同組合における各事業の業務等における当面の留意点を下記のとおり取りまとめたので、職員に周知徹底し、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努められたい。

また、状況は刻々と変化しているので、厚生労働省の特設HPや地方自治体等関係機関の発表等を注視し、正確な情報の把握に努められたい。

## 記

### 1 窓口業務等における留意点

#### (1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

#### (2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそ

むけ、できる限り離れること。

### (3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ2メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、窓口業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。また、事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

### (4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を1日1回以上実施することが望ましいこと。

## 2 来所者への対応

- (1) 来所者が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。
- (2) 来所者が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者等が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。
- (3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。

（参考）厚生労働省特設 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- (4) 感染した来所者及び感染が疑わしい来所者（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合、事業者は帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。なお、一室で複数の者が宿泊する施設等においては、受診までの間、当該宿泊者を静養室等に移動させるなど、他の宿泊者との接触を可能な限り減らすこと。

（参考）各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

（参考）各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 4 職員・来所者等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

### 5 その他

当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ通常業務を継続することとするが、地域において感染が増加する事態に至った場合、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室

電話：03-5253-1111（内線2854・2875）

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。